

令和元年度第1回 三重県地域医療対策協議会	資料 3
令和元年9月11日	

令和元年度 第1回三重県地域医療対策協議会医師派遣検討部会 結果

日時 令和元年8月6日(火)
18時30分～20時00分
場所 三重大学医学部附属病院
外来棟4階 応接室1

下記の議題について検討を行った。

記

- 1 地域医療対策協議会の役割・医療法改正について
- 2 キャリア形成プログラムの見直し(案)について
- 3 地域枠医師等のキャリア支援(派遣調整)の進め方(案)について

三重県地域医療対策協議会 医師派遣検討部会 部会員

令和元年8月6日

No	役職	委員名	役職名	備考
1	部会長	駒田 美弘	三重県地域医療支援センター センター長	三重大学学長
2	部会員	伊藤 正明	三重大学医学部附属病院 院長	NPO法人MMC卒後臨床研修センター 理事長 三重県地域医療支援センター 副センター長
3	部会員	竹田 寛	桑名市総合医療センター 理事長	
4	部会員	新保 秀人	三重県立総合医療センター 院長	
5	部会員	森 拓也	鈴鹿中央総合病院 院長	
6	部会員	諸岡 芳人	済生会松阪総合病院 院長	
7	部会員	楠田 司	伊勢赤十字病院 院長	
8	部会員	須藤 啓広	三重大学医学部附属病院 副院長（教育・地域連携担当）兼 臨床研修・キャリア支援部長	
9	部会員	山本 憲彦	三重大学医学部附属病院臨床研修・キャリア支援部 初期研修センター長	
10	部会員	岡本 隆二	三重大学医学部附属病院臨床研修・キャリア支援部 専門研修センター長	
11	部会員	片山 直之	三重大学大学院医学系研究科 研究科長	
12	部会員	堀 浩樹	三重大学医学部 医学・看護学教育センター長	
13	部会員	島岡 要	三重大学医学部医学科 教務委員会委員長	
14	部会員	櫻井 洋至	NPO法人MMC卒後臨床研修センター 事務局長	
15	部会員	中村 康一	三重県医師会 常任理事	
16	部会員	齋藤 洋一	三重県医師会 理事	
17	部会員	村林 謹一	三重県市長会 事務局長	
18	部会員	奥村 仁孝	三重県町村会 事務局長	(欠席)
19	部会員	伊藤 正明	三重大学大学院医学系研究科臨床医学系講座 循環器・腎臓内科学分野 教授	(再掲)
20	部会員	片山 直之	三重大学大学院医学系研究科臨床医学系講座 血液・腫瘍内科学分野 教授	(再掲)
21	部会員	竹井 謙之	三重大学大学院医学系研究科臨床医学系講座 消化器・呼吸器・代謝内分泌内科学分野 教授	
22	部会員	富本 秀和	三重大学大学院医学系研究科臨床医学系講座 神経病態内科学分野 教授	
23	部会員	伊佐地秀司	三重大学医学部附属病院 副院長（診療担当）	
24	部会員	楠 正人	三重大学大学院医学系研究科臨床医学系講座 消化管・小児外科学分野 教授	(代理) 大井 正貴
25	部会員	(片山 直之)	(三重大学大学院医学系研究科臨床医学系講座 家庭医療学分野 主任代理)	(再掲)
26	部会員	川口 瑛久	松阪市民病院 医師	地域枠医師
27	部会員	津村奈津実	鈴鹿中央総合病院 医師	地域枠医師
28	部会員	田辺 正樹	三重県医療保健部 医療政策総括監	三重県地域医療支援センター 副センター長

キャリア形成プログラムの見直し（案）について

キャリア形成プログラムに係る法令事項

医療法施行規則	医療法施行規則（改正前）
〔キャリア形成プログラム〕 第30条の33の13 法第30条の23第2項第1号に規定する厚生労働省令で定める計画(以下「キャリア形成プログラム」という。)は、次に掲げる要件を満たすものとする。 一 第5項又は第6項の規定によりキャリア形成プログラムの適用を受ける医師(以下「対象医師」という。)に対し、臨床研修(医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修をいう。以下同じ。)を受けている期間を含む一定の期間にわたり、診療科その他の事項に関しあらかじめ定められた条件(以下「コース」という。)に従い、原則として当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事することを求めるものであること。 二 2以上のコースが定められていること。 三 都道府県知事が、対象医師の申出を受けた場合において当該申出に応じることが適当と認めるとき、その他必要と認める場合は、その適用を中断又は中止することができるものであること。 2 都道府県は、法第30条の25第1項第5号の規定に基づき、キャリア形成プログラムを策定するに当たっては、あらかじめ、対象医師及び大学の医学部において医学を専攻する学生であつて卒業後に対象医師となることが見込まれる者(以下「対象予定学生」という。)の意見を聴くものとする。これを変更するときも、同様とする。 3 都道府県は、前項の規定により意見を聴いたときは、その内容をキャリア形成プログラムに反映するよう努めなければならない。 4 都道府県は、法第30条の25第1項第5号の規定に基づき、キャリア形成プログラムを策定したときは、次に掲げる者に対し、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用しなければならない。 一 地域枠医師(卒業後に一定の期間にわたり、当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事することを約して大学を卒業した医師をいう。次項において同じ。)であつて、当該都道府県から当該大学に係る修学資金の貸与を受けた者 二 自治医科大学を卒業し、当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事する医師 三 その他キャリア形成プログラムの適用を受けることを希望する医師 5 都道府県は、法第30条の25第1項第5号の規定に基づき、キャリア形成プログラムを策定したときは、地域枠医師(前項第1号に掲げる者を除く。)に対し、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用するよう努めるものとする。 6 対象予定学生は、大学の医学部に在学中に、あらかじめ、第4項又は前項の同意をするものとする。 ← 医学生への説明が必要 7 対象医師は、都道府県知事の定める時期に、適用を受けるコースを選択するものとする。 8 都道府県知事は、対象医師の申出を受けた場合において当該申出に応じることが適当と認めるとき、その他必要と認める場合は、当該対象医師に適用するコースを変更することができる。 9 都道府県は、対象予定学生及び対象医師が、それぞれ第6項の同意及び第7項の選択を適切に行うことができるよう、法第30条の23第1項各号に掲げる者の協力を得て、大学の医学部において医学を専攻する学生の将来の職業生活設計に関する意識の向上に資する取組を実施するものとする。	(新設) 対象医師・対象予定学生から意見を聴取する仕組みが必要 左記3カテゴリーはキャリア形成プログラムの適応が義務 修学資金以外の地域枠医師は、キャリア形成プログラムが努力義務

厚生労働省 キャリア形成プログラム運用指針①（抜粋・一部改変）2019.7.5

キャリア形成プログラム

(1) 対象者

- ① 都道府県が修学資金を貸与した地域枠医師（義務）
 - ② 市町村、大学等が修学資金を貸与した医師（努力義務）
 - ③ 修学資金が貸与されていない地域枠医師（努力義務）
 - ④ 自治医科大学を卒業した医師（義務）ただし、平成31年度以降の入学者に限る
 - ⑤ その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師（義務）
- (※) キャリア形成プログラムは、都道府県とキャリア形成プログラムの適用を受ける医師（対象医師）の間で締結される契約であり、対象医師は、これを満了するよう真摯に努力しなければならないものと位置付けられるものである。

対象者は、法令事項

(2) コース

- ア 都道府県は、キャリア形成プログラムが対象医師の希望に対応したものとなるよう努めなければならない。このため、個々の対象医師の希望に対応可能となるよう、キャリア形成プログラムに、診療科や就業先となる医療機関等の種別ごとに、複数のコースを設けるものとする。例えば、地域の診療所に派遣されている間も専門医取得に必要な経験、技術を得ることが可能なコースや、対象期間を通じて大学病院に勤務しないコース等が考えられる。
- ウ 個々のコースにおいて、取得可能な専門医等の資格や修得可能な知識・技術を明示することとする。また、コースの設定に当たっては、基幹施設・連携施設における専門研修の期間等、平成30年度より開始された専門医の研修プログラムと整合的なものとなるよう留意することとする。

複数のコースを設けることも法令事項（自治医大コースの作成も必要で、今後は、自治医大も含めた一体的な運用に）

専門医のプログラムとは密接に関係（キャリア形成プログラム9年の中に臨床研修と専門研修が入り込む形）

(3) 対象期間

- ア 原則として9年間とする。このうち、医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間を4年間以上とするなど、当該地域等における医師確保を十分に図るために必要な期間設定を行う。なお、医師の確保を特に図るべき区域とは、都道府県が医療計画に定めた医師少数区域及び医師少数スポットを指す。

現行は1～2年で良いか。今後は要検討

(4) 対象医療機関等

- ア 臨床研修（2年間）は、原則として当該都道府県内の臨床研修病院において行う。
- イ 臨床研修終了後の対象期間（原則7年間）についても、原則として、当該都道府県内の医療機関において就業する。
- オ 臨床研修終了後の対象医療機関等については、コースごとに、例えば、規模別、地域別等の種別に応じて医療機関群を設定し（例Ⅰ群：特定機能病院等、Ⅱ群：地域医療支援病院等の地域の中核病院、Ⅲ群：へき地診療所等の医療機関）、対象期間を通じて異なる医療機関群に属する医療機関においてそれぞれ就業することとなるよう設定する等の対応が考えられる。ただし、診療科によっては、（例えば放射線科など、）都道府県内で一定数の医師を確保する必要がある一方、養成に当たって継続的に一定規模以上の中核病院等で経験を積む必要があり、地域診療に従事することを必ずしも必要とするものではないものもあるため、診療科の特性に応じた柔軟な対応を行うこととする。

放射線科のコースもキャリア形成プログラムで認められている？

厚生労働省 キャリア形成プログラム運用指針②（抜粋・一部改変）2019.7.5

キャリア形成プログラム策定等の手続き

(1) 地域医療対策協議会における協議

都道府県は、毎年度、キャリア形成プログラムの内容を改善するよう努め、コースを新たに設定又は変更しようとする場合は、その案を地域医療対策協議会に提示し、協議を行う。

(2) 意見聴取

- ア 都道府県は、キャリア形成プログラムの既存の内容や、新たに設定又は変更しようとするコースの案の内容について、対象医師及び将来対象となることが見込まれる学生の意見を聴く。
- イ 都道府県は、意見聴取を開始する旨を対象医師及び対象予定学生に通知するとともに、必要に応じ、キャリア形成プログラムの内容や地域医療対策協議会における協議状況等に関する説明会を開催する等により、対象医師及び対象予定学生が都道府県に意見を述べることができる環境を整えるものとする。
- ウ 意見聴取は、キャリア形成プログラムの各コースについてそれぞれ行うものとする。
- エ 都道府県は、対象医師又は対象予定学生から意見を聴いたときは、当該意見を地域医療対策協議会に報告し、キャリア形成プログラムの内容に反映させるよう努めるとともに、当該意見の内容を公表することとする。

対象医師・予定学生のヒヤリングは必要【法令事項】

各コースそれぞれで意見聴取が必要

(3) 策定等及び公表

都道府県は、都道府県が行う医師派遣と大学が行う医師派遣の整合性の確保を図ることや、派遣される医師本人のキャリア形成の機会を確保するため、毎年度9月末までを目安に、プログラムコースの内容を公表する。

キャリア形成プログラムの適用

(1) 事前通知

- ア 都道府県は、平成31年度以降に大学医学部地域枠で入学する者に対しては、募集要項に記載すること等により、入学者の選抜を実施するときまでに、卒業後にキャリア形成プログラムが適用されることを通知する。
- イ 都道府県は、改正法の施行の際、現に大学医学部に地域枠として入学し、修学資金を貸与されている者に対しては、改正法の趣旨を十分に説明し、キャリア形成プログラムを適用することについて本人の同意を得るよう努める。

R1年度の学生への説明

医学部2～6年生への法改正の説明

(2) 学生による選択

- ア 対象予定学生は、医学部の大学6年生に進級する際に、卒業後にキャリア形成プログラムの適用を受けることについて同意を行う。
- イ 対象医師は、都道府県知事が定める時期に、キャリア形成プログラムの中から、自らに適用される具体的なコースを選択するものとする。この都道府県知事が定める時期は、臨床研修終了時を目安とする。
- ウ コースの選択後に新たに策定されたコースへの変更を希望する場合等、対象医師からの申請に基づき都道府県知事が理由を適当と認めた場合には、適用されるコースを変更することを認めるものとする。
- カ 都道府県は、各コースの対象医師による選択状況を公表するものとする。

医学部6年生への説明

研修医への説明とコース選択

コースの選択状況の公表が必要

修学資金

- ア 都道府県が、卒業後、一定期間（以下「義務年限」という。）にわたって当該都道府県内において就業することを返還免除要件として貸与する修学資金（以下「地域枠修学資金」という。）の利率は、既存の金利設定を参考に、地域で就労する医師を確保するという地域枠の本来の趣旨に照らし、適切な金利を設定することとする。
- イ 都道府県が貸与する地域枠修学資金に係る義務年限は、原則として、学部卒業後9年間又は貸与期間の1.5 倍の期間とすることとする。
- ウ 都道府県が地域枠修学資金を貸与した医師は、家族の介護等のやむを得ない事情がある場合を除き、キャリア形成プログラムを満了することを返還免除要件とすることとする。

エ 地域枠修学資金に地域医療介護総合確保基金を活用することは、アからウまでの要件を満たした上で、当該地域枠修学資金の貸与対象となる学生を一般枠等とは別の選抜枠により選抜する場合にのみ、認められる。

適正な運用の確保

（１）国によるフォローアップ

国は、都道府県によるキャリア形成プログラムの運用状況等について、毎年度フォローアップを行い、必要に応じ、都道府県に対し改善を求めるものとする。

国がプログラムの運用状況をフォローする

（２）地域医療介護総合確保基金の配分

ア 都道府県の地域枠修学資金が地域医療介護総合確保基金を活用しているか否かを問わず、**当該地域枠修学資金を貸与した医師のキャリア形成プログラム満了率を、当該都道府県の翌年度の地域医療介護総合確保基金の配分の決定の際に考慮**する。その際、プログラムの満了率を機械的に配分額に反映させるのではなく、プログラムの内容や、離脱理由、都道府県による離脱防止の取組状況等を総合的に考慮するものとする。

修学資金貸与者で、プログラムへの参加が少ないと、基金配分額への影響が生じる可能性あり

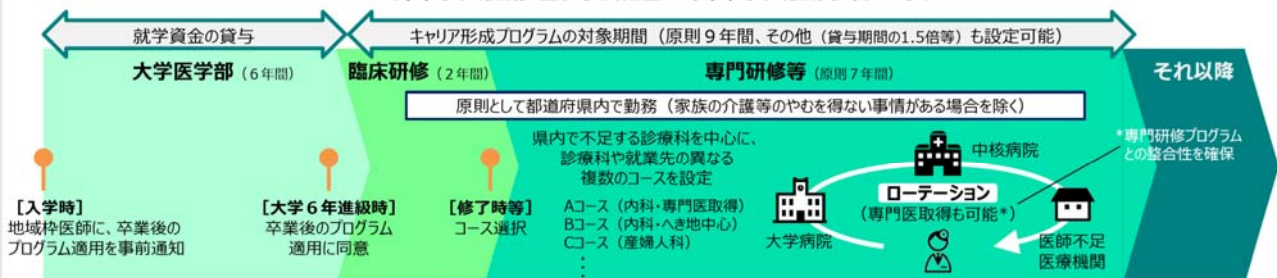
医療従事者の需給に関する検討会 第23回 医師需給分科会 平成30年10月24日	資料2
--	-----

キャリア形成プログラムについて

都道府県は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づき、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的とするキャリア形成プログラムを策定することとされている。

※医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）により地域医療支援事業として医療法に明記
キャリア形成プログラムの詳細については、医療法施行規則（省令）及びキャリア形成プログラム運用指針（通知）に規定

<キャリア形成プログラムに基づくキャリア形成のイメージ>



<キャリア形成プログラムの対象者>

- 都道府県が修学資金を貸与した地域枠医師
- それ以外の地域枠医師（任意適用）
- 自治医科大学卒業医師（平成30年度入学者までは任意適用）
- その他プログラムの適用を希望する医師

<キャリア形成プログラムに基づく医師派遣>

大学による医師派遣との整合性を確保するため、地域医療対策協議会で派遣計画案を協議
※地域医療構想における機能分化・連携の方針との整合性を確保する
※理由なく公立・公的医療機関に偏らないようにする

対象者の地域定着促進のための方策

<対象者の納得感の向上と主体的なキャリア形成の支援>

- 都道府県は、学部生段階から地域医療や職業選択について考える機会を対象者に提供し、適切なコース選択を支援する
- 都道府県は、対象者の希望に対応したプログラムとなるよう努め、診療科や就業先の異なる複数のコースを設定する
- 都道府県は、コースの設定・見直しに当たって、対象者からの意見を聴き、その内容を公表し反映するよう努める
- 出産、育児等のライフイベントや、海外留学等の希望に配慮するため、プログラムの一時中断を可能とする（中断可能事由は都道府県が設定）

<プログラム満了前の離脱の防止>

- キャリア形成プログラムは都道府県と対象者との契約関係であり、対象者は満了するよう真摯に努力しなければならないことを通知で明示
- 一時中断中は、中断事由が継続していることを定期的な面談等により確認（中断事由が虚偽の場合は、契約違反となる）
- 都道府県は、キャリア形成プログラムを満了することを、修学資金の返還免除要件とする（家族の介護等のやむを得ない事情がある場合を除く）
- 都道府県は、修学資金について適切な金利を設定する

三重県のキャリア形成プログラムについて

現状

○名称：

17診療科名

三重県地域医療支援センター○○科専門医後期臨床研修プログラム

○策定期期：

平成26年9月策定（17プログラム）

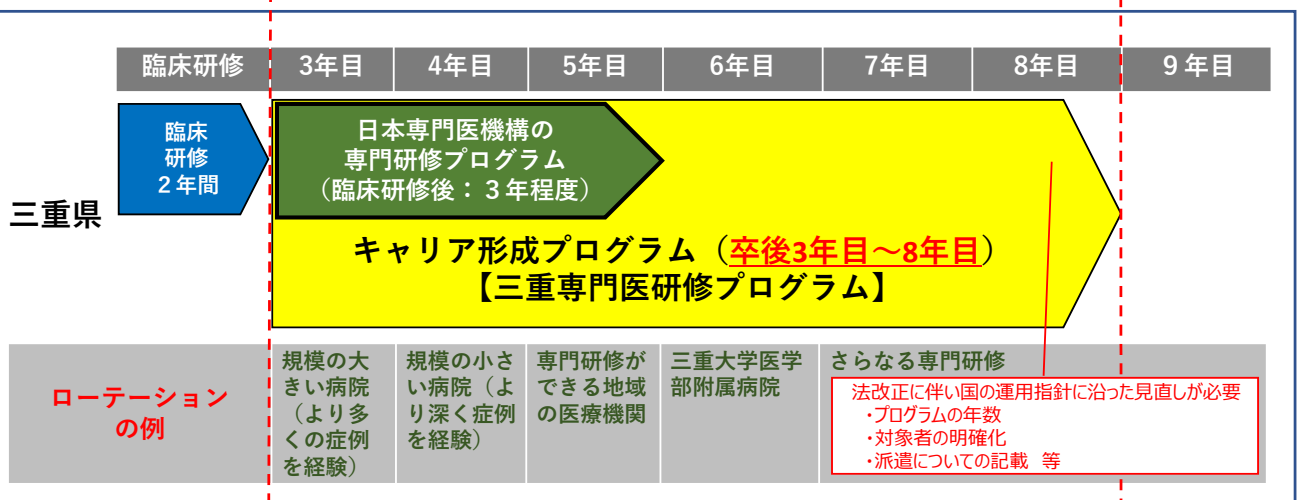
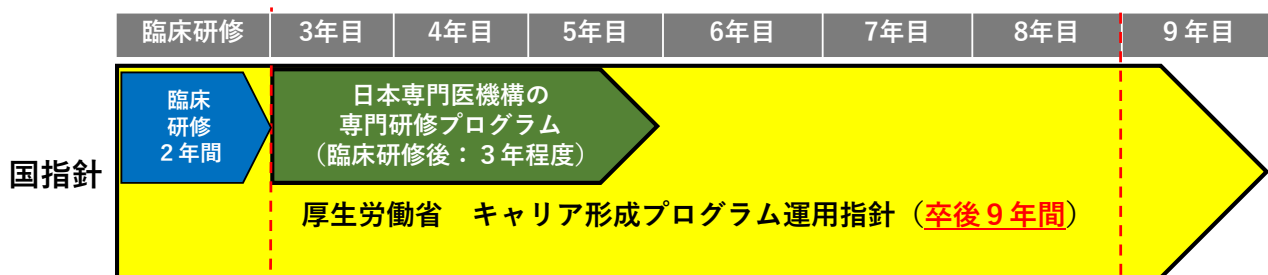
○内 容：

三重大学医学部附属病院の17診療科における
キャリア形成プログラム（形成外科、リハビリを除く）

【内科、外科、救急科、家庭医療（総合診療）、皮膚科、産婦人科、耳鼻咽喉科、
脳神経外科、麻酔科、小児科、精神科、整形外科、眼科、泌尿器科、放射線科、
病理、臨床検査】

現在、17プログラムの総称として『三重専門医研修プログラム』と呼称

キャリア形成プログラムの対象期間



医療従事者の需給に関する検討会 第8回医師需給分科会(平成28年10月6日) 徳島県からのヒアリング資料

参考 地域特別枠卒業者の基本ローテーション

● 6年間修学資金の貸与を受けた場合 → 9年間の場合の業務従事期間

	業務従事期間（最長9年間）								
年 数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
ローテーション病院群	1・2群		1・2・3群						
	臨床研修		3群の病院を最低1年						
	9年間のうち、3群の病院を最低3年								
	※3～6年目に3群の病院を最低1年勤務かつ 9年間のうち、3群の病院を最低3年間勤務。								

【徳島県内の公的医療機関等】

- 1群病院：県立中央病院、徳島市民病院、徳島赤十字病院、徳島県鳴門病院、
吉野川医療センター、阿南 中央病院、阿南共栄病院、阿波病院
- 2群病院：徳島大学病院
- 3群病院：県立海部病院、県立三好病院、つるぎ町立半田病院

- ・業務を最長で**3年間中断**し、国内外での留学・研修等が可能
- ・下記条件を満たし、知事が特別に認めた場合はさらに**4年間の中断**が可能
 - ①自身の医学的知識・能力の向上に役立つ進学等であること
 - ②加算期間中の研修計画等県が別に定める様式を提出すること
 - ③最低**1年間の3群勤務**をしていること

(参考) 秋田県地域枠の状況

- ・秋田県は、秋田大学医学部に修学資金を貸与する「地域枠」を設置。
- ・これまで地域枠で秋田大学医学部に入学した者全員が、卒業後に秋田県内に勤務している。



秋田県地域枠出身者の状況

	計	性別		秋田県内に勤務する者			
		男性	女性	卒後1年目	卒後2年目	卒後3年目	卒後4年目
平成25年卒	10	5	5	10	10	10	10
平成26年卒	14	5	9	14	14	14	-
平成27年卒	19	13	6	19	19	-	-
平成28年卒	19	11	8	19	-	-	-
計	62	34	28	-	-	-	-

厚生労働省医事課調べ

三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラム改訂(2020)にあたって

令和元年 8 月 6 日

三重県医療保健部

1. 背景

- 三重県地域医療支援センターにおいては、2014 年 9 月、三重大学医学部附属病院 17 診療領域におけるキャリア形成プログラム（以下、「プログラム」という。）を策定している。2019 年 4 月の医療法（以下、「法」という。）改正を受け、キャリア形成プログラム運用指針（令和元年 7 月 5 日付け医政発 0705 第 5 号）（以下、「運用指針」という。）に基づいたプログラムの改訂が必要である。

具体的には、以下の点の明確化が必要：

- ・ プログラム適用者の範囲（修学資金・地域枠における要件）
- ・ コース（内容・対象期間・対象医療機関・コース中断）

- プログラム策定・変更の手続きに関して、運用指針に則った対応が必要となる。

具体的には、以下のプロセスが必要：

- ・ 三重県地域医療対策協議会（以下、「地対協」という。）における協議（案を地対協に提示し、協議を行う）
- ・ 対象医師・対象予定学生の意見聴取
- ・ 公表（毎年度 9 月末を目安）

- プログラム適用者への通知・選択・派遣調整が必要となる。

具体的には、以下の対応が必要：

- ・ 事前通知（2019 年度以降に地域枠にて入学する学生については、入学時に卒業後、キャリア形成プログラムが適用されることを通知。それ以前の入学者についてもプログラム適用について本人同意に努める。）
- ・ 対象予定学生のプログラム適用の同意（医学部 6 年生進級時）
- ・ 臨床研修終了時のコース選択
- ・ コースに基づき派遣医療機関を決定する際の地対協における協議

2. 三重県キャリア形成プログラム改訂の対応方針(案)

(1)対象者(プログラム適用者の範囲)：

- 本プログラムが法第 30 条の 23 第 2 項第 1 号に規定する計画であることを踏まえ、医療法施行規則（以下、「則」という。）第 30 条の 33 の 13 第 4 項で定められた医師であって、三重県キャリア形成プログラム適用者を対象とする。

具体的には、以下の者を対象とする：

- ①地域枠 B で入学し、三重県医師修学資金の貸与を受け、キャリア形成プログラム（8 年または 9 年）選択者
- ②地域枠 A 又は地域医療枠で入学し、三重県医師修学資金の貸与を受け、キャリア形成プログラム（8 年または 9 年）選択者
- ③一般枠で入学し、三重県医師修学資金の貸与を受け、キャリア形成プログラム（8 年または 9 年）選択者

医師修学資金の貸与を受けているが、県内 10 年勤務を選択している医師にあっては、本プログラムの適用外とする。また、地域枠 A・B、地域医療枠で入学しているが、キャリア形成プログラムの適用を受けていない医師については、各専門研修プログラムにおいて、地域貢献を行うこととし、本プログラムの適用外とする。

なお、キャリア形成プログラムに基づかない地域貢献の在り方については、別途検討する。

(2)コース設定:

- 2014 年 9 月に策定したプログラムは、三重大学医学部附属病院専門研修プログラムをベースとしたもので、17 領域（内科・小児科・皮膚科・精神科・外科・整形外科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・脳神経外科・放射線科・麻酔科・病理・臨床検査・救急科・総合診療）が設定されている。
- 上記プログラムは、今般の法改正で規定された医師派遣の在り方については、含まれていないため、各領域において、研修中・研修後の医師派遣の在り方について記載が必要。運用指針では、医師不足地域等における就業期間は 4 年間以上という目安が示されているが、三重県医師修学資金貸与制度や三重大学医学部学生募集要項においては、1 年または 2 年の医師不足地域の勤務を求めていることから、2019 年度・2020 年度入学者までについては、地域貢献の期間を原則 1 年または 2 年としてプログラムを策定する（2(1)①は原則 2 年、②・③は原則 1 年）。

- ・今回改訂するプログラムは、2020 年度のものであり、2019 年度現在臨床研修 2 年目の医師を対象とする。なお、2020 年度以降のプログラムにおいて、17 領域すべてを、キャリア形成プログラムに含めるかどうかの検討が必要（キャリア形成プログラムに含める場合、運用指針に沿った派遣が可能かどうか、地域において、当該診療科が必要かどうかの観点が必要）。
- ・2019 年度までに専門研修に入った医師であって、2(1)①、②、③に該当する医

師については、現行プログラムの中で、1年または2年の地域貢献を行う。

→2019年度の医師3年目～7年目の対象者（75名）の選択領域を調査し、地域貢献の在り方の検討が必要（経過措置となるため、眼科・放射線科など医師不足地域での常勤勤務が見込めない領域については、非常勤勤務での貢献を検討）

- 本プログラムは、地域枠以外の医師（2(1)③の医師）も対象となるため、三重大学病院以外の以下の専門研修プログラムもキャリア形成プログラムの範囲とするかどうかの検討が必要。

- ・ 市立四日市病院：内科・外科・麻酔科
- ・ 伊勢赤十字病院：内科・外科・産婦人科・麻酔科
- ・ 鈴鹿回生病院：整形外科
- ・ 松阪中央総合病院：麻酔科
- ・ 藤田医科大学七栗記念病院：リハビリテーション科
- ・ 岡波総合病院：内科

- 運用指針において、自治医科大学卒業医師も含めたキャリア形成プログラムが求められていることから、三重県キャリア形成プログラムは、以下の3コースとし、それぞれのコースの中で、専門研修プログラムを専攻する形としてはどうか。

A 三重大学医学部附属病院専門研修コース：

三重大学医学部附属病院及び関連施設で研修を行い、専門医を目指すとともに、大学院の進学も可能となるコース。17領域（変更の可能性あり）の中からプログラムを選択する。三重大学の地域枠A・B、地域医療枠の医師は原則として、本コースを選択するものとする。

B 三重県内基幹病院専門研修コース：

三重県内の基幹病院及び関連施設で研修を行い、専門医を目指すコース。6病院11プログラム（変更の可能性あり）の中から選択する。

C 三重県へき地医療支援コース：

自治医科大学卒業生を対象としたコース。

- 3コースとも臨床研修終了後の卒後3年目から卒後9年目までの6年間を対象とし、規模別・地域別等の種別に応じて以下のような医療機関群を設定し、種々の医療機関で勤務するものとする。

例) I群：特定機能病院等

Ⅱ群：地域医療支援病院等の地域の中核病院

Ⅲ群：医師不足地域の医療機関（※）

（※）医師不足地域については、東紀州医療圏および三重県医師確保計画で指定する医師少数スポットにある病院を原則とする。今後厚労省の通知等により、診療科偏在対策に地域枠医師の活用も可能となれば（現行は地域偏在が主）、不足する診療機能の貢献も地域貢献の一環となる可能性も考えられる。

- コースの中断（出産・育児等のライフイベントや海外留学等のキャリア形成上の希望）にも記載し、事前に公表する。

3. キャリア形成プログラム改訂の手順(案)

(1) 専門研修プログラム責任者との打ち合わせ：

- 専門研修プログラムとキャリア形成プログラムは密接に関連するため、専門研修プログラム責任者と情報共有を行う必要がある。
 - ・ 専門研修プログラムは、2018年度から開始された日本専門医機構の専門研修プログラム（19領域）に基づき、専門医取得を目指すものであり、キャリア形成プログラムの後期研修時期と概ね一致する。
 - ・ キャリア形成プログラムにおいては、専門研修プログラムとの整合性が重要となるため、医師不足地域の派遣時期については、各専門研修プログラムにおいて、専門研修中の派遣とするのか、専門研修終了後の派遣とするのかの検討が必要となる。
- 三重県の専門研修プログラムは、三重大学以外の基幹病院のプログラムもあるため、すべてのプログラムにおいて、キャリア形成プログラムに含めるかどうかを検討する必要がある。
- 専門研修プログラムは、都道府県別にシーリングが設定されるため、シーリングの状況を踏まえ、キャリア形成プログラムにおける専門研修の在り方も継続的に検討していく必要がある（本年度、三重県はシーリングがかからなかったが、シーリングがかかっている都道府県が多いのが現状）

(2) 対象医師・対象予定学生の意見聴取、地対協での協議

- プログラムの作成にあたっては、対象医師・対象予定学生の意見聴取を行う必要があるため、(案)を作成した段階で説明会等の対応が必要。
- 意見聴取後のプログラム改定案を地対協に提示し、協議後、公表する。

4. 対象者のコース選択と派遣調整の手順(案)

(1)対象者への説明とコース選択:

- ・ 2019 年度入学生への説明。対象者は原則修学資金貸与を受けることとなるため、8 月から開始される修学資金貸与時の面接の中で、キャリア形成プログラムが適用される旨の説明を行う（三重県において実施）。
- ・ 在校生（医学部 2 年生～5 年生）への説明は、三重大学医学部 医学・看護学教育センターと協議し、実施時期を検討
- ・ 医学部 6 年生への説明も同様に、三重大学医学部 医学・看護学教育センターと協議し、早期に実施・同意を得るようにする。
- ・ 臨床研修医 1 年目から 2 年目の対象者へも早期に説明を実施し、2 年目医師については、研修終了時にコース及びプログラムを選択する。

(2)派遣スキーム:

- 各プログラムにおいて、概ねの派遣時期が決定されるため、医師不足地域の需要調査結果を踏まえ、マッチングを検討する。3 か月～1 年の期間で、交代しながら継続的に医師派遣できる形が望ましい。
- まずは上記にて枠を設定し、個々の医師との面談等によるニーズ調査を行い、派遣先・派遣時期の案を策定し、地対協で協議していく。前年度中に翌 1 年間の派遣スケジュールを決定するようにする。

地域枠医師等のキャリア支援（派遣調整） の進め方（案）について

医師確保・医師派遣について

- 1 平成30年度医師派遣検討部会（概要）
- 2 三重大学・三重県でのこれまでの取り組み
 - ・三重大学医学部地域枠制度
 - ・三重県医師修学資金貸与制度組み
- 3 今後の方針について
 - ・派遣調整の方針・スケジュール
 - ・医師不足地域の見直し

平成30年度第1回三重県医療審議会地域医療対策部会
医師派遣検討分科会（平成31年1月30日）の内容

- 議題 1、医師派遣検討分科会の運営について
2、地域枠医師の派遣調整について
3、地域枠医師の平成31年度の勤務予定先について
4、結核医療体制について

地域枠医師の平成31年度の勤務予定先について（調整結果）

●医療法改正（H30.7）に伴う移行時期であり、調整に十分な時間が確保できなかったため、平成31年度は三重大学の内科、外科医局入局者を対象として地域枠医師の勤務先を取りまとめた。

1、調整対象者

第1内科、第2内科、第3内科、脳神経内科、第1外科、第2外科
に所属する地域枠医師

2、勤務予定先リスト

別紙のとおり

平成31年度 地域枠医師の勤務予定先

別紙

医療機関名	診療科名	人数	勤務（予定）期間
三重県立総合医療センター	外 科	1	平成31年4月～平成33年3月
桑名市総合医療センター	内 科	1	平成31年4月～平成32年9月
桑名市総合医療センター	内 科	1	平成31年4月～未定
鈴鹿中央総合病院	内 科	1	平成31年4月～平成32年3月
鈴鹿中央総合病院	外 科	1	平成31年4月～平成32年3月
鈴鹿回生病院	内 科	1	平成31年4月～平成32年3月
三重大学医学部附属病院	内 科	1	平成31年4月～未定
三重大学医学部附属病院	内 科	1	平成31年4月～未定
三重大学医学部附属病院	内 科	1	平成31年4月～平成32年3月
三重大学医学部附属病院	内 科	1	平成31年4月～平成32年3月
三重大学医学部附属病院	内 科	1	平成31年4月～平成32年9月
三重大学医学部附属病院	内 科	1	平成31年4月～未定
三重中央医療センター	内 科	1	平成31年4月～未定
永井病院	内 科	1	平成31年4月～平成32年3月
松阪中央総合病院	内 科	1	平成31年4月～平成32年3月
松阪中央総合病院	外 科	1	平成31年4月～平成32年3月
済生会松阪総合病院	内 科	1	平成31年4月～平成32年3月
済生会松阪総合病院	内 科	1	平成31年4月～未定
松阪市民病院	内 科	1	平成31年4月～平成32年3月
松阪市民病院	外 科	1	平成31年4月～平成32年3月
伊勢赤十字病院	内 科	1	平成31年4月～未定
伊勢赤十字病院	内 科	2	平成31年4月～平成32年3月
市立伊勢総合病院	内 科	1	平成31年4月～未定
尾鷲総合病院	内 科	1	平成31年4月～未定
尾鷲総合病院	外 科	1	平成31年4月～平成32年3月

※医療法の一部改正（平成30年7月）後初年度のため、対象を内科、外科に限定している。次年度以降は全診療科を対象とする予定。

※平成30年度以前から勤務中の医師であっても、始期は「平成31年4月～」としている。

平成30年度第1回三重県医療審議会地域医療対策部会 医師派遣検討分科会（平成31年1月30日）の内容

協議結果

翌年度以降の方針について

- 1、三重大学地域枠は、三重大学が策定した「三重大学医学部地域枠入学制度で入学した者の初期臨床研修終了後の研修・勤務のあり方について」に基づいて派遣調整を行っていく。
- 2、医師修学資金貸与者（9年間コース、地域医療支援センターコース選択者）を派遣調整の対象に加える。
- 3、派遣調整を行う診療科は限定せず、全ての病院の診療科に拡大する。
- 4、県内の専門研修プログラムにおいて、地域枠等医師には医師不足地域での勤務を含めるように配慮を求める。派遣期間は診療科の事情にもよるが3カ月以上を基本に検討する。

三重大学医学部地域枠制度で入学した者の初期臨床研修終了後の 研修・勤務のあり方について（抜粋） 2018.3.19

専門研修開始以降（卒後3-9年）の研修・勤務

（初期臨床研修期間は、医師不足地域にある病院での勤務期間に含めない）

共通

- ・**卒後3年から9年までの7年間**は、**三重県内にある病院で研修**
（ただし、臨床能力向上・研究のため、県外・国外への一定期間の派遣、産休・育休は、条件を満たせば中断可能）
- ・医師としてのキャリアデザインを保证する研修・勤務形態に配慮
- ・**三重県修学資金受給の有無にかかわらず、この方針を適応**

地域枠A／地域医療枠

- ・**三重県内の医師不足地域***にある病院で**1年程度**の勤務
（勤務形態は複数回に分けても可能。専門研修期間中、またはそれ以降でも可）

地域枠B

- ・**推薦地域***にある病院（推薦病院に限定しない）での**1-2年程度**の勤務（**原則2年**）
（勤務形態は複数回に分けても可能。専門研修期間中、またはそれ以降でも可）
（推薦地域内での専門研修が難しい場合は推薦地域内の他の病院や三重県内の他の地域にある病院での研修も可）

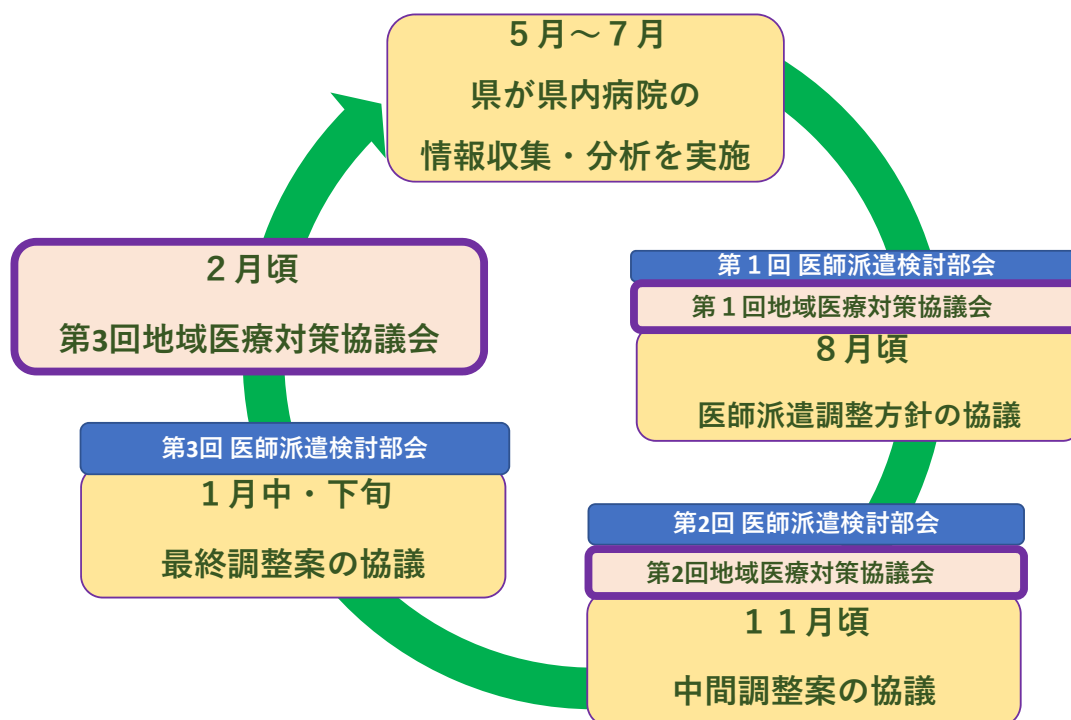
*医師不足地域：2018年3月時点では、地域枠B入学者推薦地域を医師不足地域と考えるが、医療法改正後は、「医師偏在指標」に基づく「医師少数区域」を基本とする。

診療科事情に配慮した研修・勤務体制の提案

専門研修プログラム・診療科により、地域医療への貢献の形態を以下の3グループに分ける

①グループ	医師不足地域での常勤医の病院勤務が含まれている研修プログラム・診療科	専門研修期間中や専門研修終了後に 医師不足地域にある病院で常勤医として勤務 （複数回に分けることは可）
②グループ	専門研修では医師不足地域での病院勤務が含まれていないが、 専門医終了後に常勤医として勤務の可能性 がある	専門研修終了後に医師不足地域にある病院で常勤医として勤務 （複数回に分けることは可）
③グループ	病理診断科・放射線科など遠隔地システムや出張により地域貢献を行っている診療科で、 医師不足地域での常勤医としての勤務が見込めないプログラム	医師不足地域にある病院への1-2週に1回程の診療応援を一定期間 行うことで地域貢献を行ったとみなす。卒後9年目終了までの期間に地域枠A/地域医療枠は1年、地域枠Bは1-2年の勤務に相当する期間、非常勤としての勤務を求める

医師派遣調整の年間サイクルについて



資料：平成30年度第1回三重県医療審議会地域医療対策部会医師派遣検討分科会（平成31年1月30日）

医師確保・医師派遣について

- 1 平成30年度医師派遣検討部会（概要）
- 2 三重大学・三重県でのこれまでの取り組み
 - ・三重大学医学部地域枠制度
 - ・三重県医師修学資金貸与制度組み
- 3 今後の方針について
 - ・派遣調整の方針・スケジュール
 - ・医師不足地域の見直し

三重大学医学部地域枠制度

➤ 三重大学医学部地域枠については、4つのカテゴリー（旧地域枠・地域枠A・地域枠B・地域医療枠）があり、枠組み・年度によって学生募集要項の記載事項が異なる。

- 平成18～平成20年度 旧地域枠（推薦入試）
- 平成21年度～地域枠A・B（推薦入試）
- 平成22年度～地域医療枠（一般入試）

三重県医師修学資金貸与制度

➤ 三重県医師就学資金については、平成16年から開始している。国の制度変更等に伴い、平成20年、平成26年、平成29年の3回条例が変更されている。

- 平成16年条例：へき地医療機関等 9年（うち4年は公的医療機関等が可）
- 平成20年条例：へき地医療機関等（小児科・産婦人科） 6年（うち専門2年）
へき地医療機関等（内科・外科） 7年（うち専門1年）

救急病院 10年

- 平成26年条例：上記のほか、後期臨床研修プログラム 8年

- 平成29年条例：キャリア形成プログラム 9年

貸与を受けた者は、
3つのプログラムの
いずれかを選択し
ている

国の制度、三重大学医学部地域枠制度、三重県医師修学資金貸与制度は、
その時々で条件等が変更されているため、過去の経緯を踏めた対応が必要

三重大学地域枠入学者・医師修学資金貸与者の推移

	医師修学資金				三重大学地域枠								地域枠 合計		医学部定員 (うち地域枠)	令和元年 現在
	募集人数	貸与者 総数	県内出身 (内数)	県外出身 (内数)	旧地域枠 定員	旧地域枠 入学者 数	地域枠A 定員	地域枠A 入学者 数	地域枠B 定員	地域枠B 入学者 数	地域医療枠 定員	地域医療枠 入学者 数	地域枠 定員	地域枠 入学者 数		
平成16年度	若干名	4	4	0											100	医師10年
平成17年度	若干名	2	1	1											100	医師9年
平成18年度	若干名	5	4	1	5	5							5	5	100(5)	医師8年
平成19年度	若干名	5	4	1	10	9							10	9	100(10)	医師7年
平成20年度	55	61	52	9	20	20							20	20	110(20)	医師6年
平成21年度	55	78	65	13			20	20	5	6			25	26	120(25)	医師5年
平成22年度	80	81	69	12			25	25	5	5	5	5	35	35	125(35)	医師4年
平成23年度	80	62	51	11			25	19	5	6	5	6	35	31	125(35)	医師3年
平成24年度	80	67	59	8			25	26	5	5	5	5	35	36	125(35)	医師2年
平成25年度	75	61	50	11			25	26	5	3	5	5	35	34	125(35)	医師1年
平成26年度	55	55	49	6			25	23	5	5	5	6	35	34	125(35)	学生6年
平成27年度	55	55	47	8			25	23	5	6	5	5	35	34	125(35)	学生5年
平成28年度	55	51	44	7			25	22	5	6	5	5	35	33	125(35)	学生4年
平成29年度	55	55	50	5			25	25	5	4	5	6	35	35	125(35)	学生3年
平成30年度	55	48	48	0			25	25	5	4	5	3	35	32	125(35)	学生2年
令和元年度	55	未	未	未			25	25	5	5	5	5	35	35	125(35)	学生1年
計		690	597	93	35	34	270	259	55	55	50	51	410	399		

2019年6月現在

三重大学医学部・学生募集要項概要【H21-推薦入試】

年度	所信書（医療貢献）			修学資金（県内勤務の義務）			卒後			入学者数			令和元年現在	
	一般	地域A	地域B	一般	地域A	地域B	一般	地域A	地域B	一般	地域A	地域B		
H21		義務			望まれる					97	20	6	医師5年	
H22	義務 （三重県での地域医療の貢献）			希望	強く希望		三重県内医療従事者を希望	三重県内医療従事者を強く希望		92	25	5	医師4年	
H23										94	19	6	医師3年	
H24				受ける意思のある志願者を募集			三重県内を中心とする医療機関での臨床研修（初期・後期）		89	26	5	医師2年		
H25									91	26	3	医師1年		
H26									91	23	5	学生6年		
H27	義務 （三重県での医療・医学領域での貢献）		義務 （三重県・推薦地域の医療・医学領域での貢献）	入学初年度からの応募を要件		一定期間、三重県内での医療貢献の意思	三重県内での初期研修、三重大学・地域医療支援センターの後期研修プログラム参加の確約	三重大学・推薦病院での初期研修、三重大学・地域医療支援センターの後期研修プログラム参加の確約	91	23	6	学生5年		
H28									92	22	6	学生4年		
H29									90	25	4	学生3年		
H30									93	25	4	学生2年		
R1									90	25	5	学生1年		

【所信書】

三重県での地域医療／医療・医学への貢献するにあたっての所信書は、H22年から全ての推薦入試で義務化されている。

【修学資金】

地域枠A・B合格者は、平成27年度から、三重県医師修学資金貸与の応募が要件となった。

【卒後研修】

平成27年度から、地域枠Aは、卒後、三重県内で初期研修、三重大学・地域医療支援センターの後期研修プログラム参加の確約、地域枠Bは、卒後、三重大学・推薦病院で初期研修、三重大学・地域医療支援センターの後期研修プログラム参加の確約が要件に。

三重大学医学部・学生募集要項【H22-一般入試】

（一般入試・地域医療枠）

地域医療枠

「三重県内の地域医療に従事する明確な意思を持った方を募集する枠」

地域の医師確保等の観点から医学部入学定員の増加について（平成21年7月17日付文部科学省通知）に基づき、入学定員の5名増加（120名⇒125名）を受け、一般入試前期日程75名中の5名を三重県地域医療枠として設定したもの。

年度	入試 区分	募集 定員	出願資格				入学 者	令和元 年現在	
			地域	誓約書	修学資金	卒業後			
H21	一般入試 (前期)	5名	なし 〔出身都道府県・高等学 校卒業年度を問わない〕	必要 〔誓約書の提出により 「三重県地域医療 枠」と志願者として 扱います。〕	義務 〔「三重県医師修学 資金」の貸与を受け ていただくことになり ます。〕	卒業後は、 <u>三重県内の地域医療に従事することを確約</u> できる者。	5名	医師4年	
H23		5名					6名	医師3年	
H24		5名					5名	医師2年	
H25		5名					5名	医師1年	
H26		5名					6名	学生6年	
H27		5名					5名	学生5年	
H28		5名	<u>あり</u> 〔三重県内の高等学校・ 中等教育学校の卒業、 または、扶養するもの が3年以上三重県内に 居住しているもの〕				卒業後は、医学部附属病院臨 床研修・キャリア支援センター、 三重県地域医療支援センター の支援を受けて、 <u>三重大学医 学部附属病院又は三重県内の 基幹型臨床研修病院において 初期臨床研修プログラムに参加 し、初期研修終了後も引き続き、 専門医取得を目的とした三重 大学および三重県地域医療支 援センターの後期臨床研修プロ グラムに参加し、三重県内で医 療・医学の発展とその継続に貢 献することを確約</u> できる者	5名	学生4年
H29		5名						6名	学生3年
H30		5名						3名	学生2年
R1		5名						5名	学生1年

- ・地域医療枠は、当初、三重県地域に特化したものではなかったが、H30年度から地域枠A・Bと類似の地域設定が追加されている（修学資金の要件変更に伴う改正）。
- ・出願にあたり誓約書、入学にあたり修学資金の貸与が義務化されている。
- ・卒後研修については、H21-H26までは、三重県の地域医療に従事することの確約のみであったが、H27年度より、地域枠Aと同様の要件が課されている。

三重県医師修学資金返済免除に関する条例（概要）

	条例 施行日	修学資金の返済免除規定 (抜粋)	必要勤務期間	備考	貸与 者数	令和元 年現在
平成16年度 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度	平成16年 3月23日	第2条 医師免許取得後、臨床研修を終了し、引き続き、必要勤務期間、規則で定める へき地医療勤務等 における業務に従事	貸与を受けた期間（6年間）の2/3に相当する期間（9年間）	平20年3月の新条例の施行により、貸与者全員が新条例③救急病院等コース（いわゆる県内10年コース）に移行した。	4 2 5 5 61	医師10年 医師9年 医師8年 医師7年 医師6年
平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度	平成20年 3月26日	第2条 医師免許取得後臨床研修を終了し、引き続き、規則で定めるへき地医療勤務等、 救急病院等・救急医療機関等 における業務に必要勤務期間に従事 附則 改正後の条例（新条例）第2条の規定は、この条例の施行の日以後に貸与が決定される者について適用する。同日前に修学資金の貸与が決定された者は、従前の例によるが、新条例の規定を希望する者は、新条例の規定を適用する。	①へき地医療機関等従事者（小児科又は産婦人科）専門研修2年間を含む6年間 ②へき地医療機関等従事者（内科又は外科）専門研修1年間を含む7年間 ③救急病院従事者 10年間	①②のへき地コースを選択したものはおらず、貸与者全員が、③救急病院等コースを選択していた。	78 81 62 67 61 55	医師5年 医師4年 医師3年 医師2年 医師1年 学生6年
平成27年度 平成28年度 平成29年度	平成26年 7月17日	第2条 医師免許取得後臨床研修を終了し、引き続き、規則で定めるへき地医療勤務等、救急病院等・救急医療機関等、 後期研修プログラム（県が設置する三重県地域医療センターにおいて作成され知事が承認したもの）に基づき勤務する医療機関 における業務に必要勤務期間に従事 附則 改正後の条例（新条例）第2条の規定は、この条例の施行の日以後に貸与が決定される者及び同日前に貸与が決定し返還していないものの修学資金について適用する。ただし改正前の条例に基づく勤務従事者となることを新条例の施行から6か月以内に知事に申し出た場合は、従前の勤務期間とみなす。	①へき地医療機関等従事者（小児科又は産婦人科）専門研修2年間を含む6年間 ②へき地医療機関等従事者（内科又は外科）専門研修1年間を含む 7年間 ③救急病院従事者 10年間 ④後期研修プログラムに基づく医療機関従事者 8年	条例改正により、救急病院等コース10年から、後期研修プログラムコース 8年へ移行したものもある。	55 51 55	学生5年 学生4年 学生3年
平成30年度 令和元年度	平成29年 12月26日	第2条 医師免許取得後臨床研修を終了し、引き続き、 キャリア形成プログラム （県が設置する三重県地域医療センターにおいて作成され知事が承認したもの）に基づき勤務 附則 改正後の条例（新条例）の規定は、この条例の施行の日以後に貸与が決定される者について適用し、施行日前に修学資金の貸与が決定された者（旧貸与決定者）は、従前の例による。旧貸与決定者で、新条例の規定を希望する者は、新条例の規定を適用する。	臨床研修及び医師業務に従事した期間を合算した期間が 9年間	条例改正により、 救急病院等コース10年、後期研修プログラム8年、キャリア形成プログラム9年の3コースの選択者が存在することとなった。 (※)後期研修プログラムとキャリア形成プログラムは同義	48 未	学生2年 学生1年

三重県医師修学資金貸与者の勤務コースの内訳

勤務年	地域医療支援センターコース								県内勤務医コース				総計
	8年 ^{*1}				9年 ^{*2}				10年				
	一般枠	地域枠A	地域枠B	地域医療	一般枠	地域枠A	地域枠B	地域医療	一般枠	地域枠A	地域枠B	地域医療	
医師 1年目													58
医師 2年目													64
医師 3年目					8	5	4	1	20	13	1	5	57
医師 4年目	4				12	4	5	2	17	17		3	64
医師 5年目	10	3				1			22	4	3		43
医師 6年目	8								22				30
医師 7年目	8								11				19
医師 8年目									17				17
医師 9年目									6				6
医師 10年目									5				5
総計	30	3			20	10	9	3	120	34	4	8	622

(※) 旧地域枠（H18-H20年度）は、一般枠で計上

2019年4月現在

***1 三重県医師修学資金貸与制度Q&A旧地域枠【地域医療支援センターコース8年】** 平成26年10月

Q2 「支援センタープログラム」というのはどのようなプログラムですか？

⇒初期臨床研修終了後から、県内複数の医療機関をローテーションしながら、確実に専門医資格を取得し、実践力を身に付けていただくプログラムです。そのうえで、原則1年間の地域の医療機関での勤務を行っていただきます。トータルで卒業8年目までのプログラムとなります。勤務先医療機関については、みなさまのご希望をお聞きながら、三重県地域医療支援センターが関係者と調整しオーダーメードでプログラムを作成いたします。

Q4 地域の医療機関との対象はどこですか？

⇒鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、大台町、多気町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町、伊賀市、名張市、津市（旧美杉村に限る）、松阪市（旧飯南町、旧飯高町に限る）に所在する医療機関をいいます。

***2 三重県医師修学資金貸与制度Q&A旧地域枠【地域医療支援センターコース9年】** 平成31年2月

Q2 「キャリア形成プログラム」というのはどのようなプログラムですか？

⇒原則1年間の医師不足地域での勤務を含め、トータルで卒業9年目までのプログラムのことを言います。初期臨床研修終了後から、県内複数の医療機関をローテーションしながら、実践力を身に付けていただきます。初期臨床研修終了後の勤務先医療機関については、みなさまのご希望を伺い、三重県地域医療支援センターが関係者と調整しオーダーメードでプログラムを作成いたします。

Q4 地域の医療機関との対象はどこですか？

⇒選択する診療科等の事情により多少異なりますが、現時点では、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、大台町、多気町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町、伊賀市、名張市、津市（旧美杉村に限る）、松阪市（旧飯南町、旧飯高町に限る）に所在する医療機関が主な対象となります（今後、対象地域が変わる可能性があります）。

三重大学地域枠・医師修学資金の過去の経緯（まとめ）

年度	修学資金			卒後			医師修学資金（条令改正時点の内容を記載）		令和元年現在	キャリア形成プログラムの周知状況
	地域医療枠	地域A	地域B	地域医療枠	地域A	地域B	返済免除規定	必要勤務期間		
H21		望まれる					医師免許取得後臨床研修を終了し、引き続き、規則で定めるへき地医療勤務等、 救急病院等・救急医療機関等 における業務に必要勤務期間従事	①へき地医療機関等従事者（小児科又は産婦人科）専門研修2年間を含む6年間 ②へき地医療機関等従事者（内科又は外科）専門研修1年間を含む7年間 ③救急病院従事者 10年間	医師5年	①医療法改正前（旧キャリア形成プログラム）に後期研修開始
H22		強く希望		三重県内の地域医療に 従事することを 確約	三重県内医療従事を強く希望				医師4年	
H23									医師3年	
H24									医師2年	②医療法改正後（新キャリア形成プログラム）に後期研修を開始
H25									医師1年	
H26									学生6年	
H27	貸与を受けることが 出願資格の要件	入学初年度からの応募を要件		三重県内での初期研修、三重大学・地域医療支援センターの後期研修プログラム参加の確約	三重大学・推薦病院での初期研修、三重大学・地域医療支援センターの後期研修プログラム参加の確約	医師免許取得後臨床研修を終了し、引き続き、規則で定めるへき地医療勤務等、救急病院等・救急医療機関等、 後期研修プログラム（県が設置する三重県地域医療センターにおいて作成され知事が承認したもの） に基づき勤務する医療機関における業務に必要勤務期間従事	①へき地医療機関等従事者（小児科又は産婦人科）専門研修2年間を含む6年間 ②へき地医療機関等従事者（内科又は外科）専門研修1年間を含む7年間 ③救急病院従事者 10年間 ④後期研修プログラムに基づく医療機関従事者 8年	学生5年	③入学時において、医師修学資金貸与、地域医療支援センタープログラムの確約あり	
H28								学生4年		
H29								学生3年		
H30								学生2年		
R1								学生1年		

【入学時期別・基本的考え方（案）】

- ①R元年時点で医師3年目以上：既存の枠組みでの地域貢献（医師派遣）を検討（すでに研修開始中） **地域枠とキャリア形成プログラムが1：1対応になっていない**
- ②R元年時点で医学部6年～医師2年目：新キャリア形成プログラムの中での地域貢献（医師派遣）を検討 **地域枠とキャリア形成プログラムが一致**
- ③R元年時点で医学部1年～5年生：6年進級時に卒後キャリア形成プログラム適用の同意

三重大学地域枠入学者・医師修学資金貸与者の派遣の考え方

				入試枠組			
				地域枠 B	地域枠 A	地域医 療枠	一般
				派遣 期間	2年	1年	1年
修学資金貸与者	地域医療支援 センター	8年	1年	◎ 1-2年	◎ 1年	◎ 1年	○ 1年
		9年	1年	◎ 1-2年	◎ 1年	◎ 1年	○ 1年
	県内勤 務医 コース	10年	なし	△ 1-2年	△ 1年	△ 1年	×
修学資金の貸与なし (返還者を含む)			なし	△ 1-2年	△ 1年	△ 1年	×

◎○

地域医療支援セ
ンターの枠組みで
派遣調整

◎○
地域医療支援センターの枠組みで派遣調整

△ 専門研修プログラム（大学医局・基幹病院）の中で派遣調整

三重県医師修学資金貸与者の卒後コースについて

学年・勤務年	一般枠（旧地域枠含む）			地域枠				
	貸与者数	卒後		貸与者数			卒後	
		キャリア形成 プログラム (8年・9年)	県内10年	地域枠A	地域枠B	地域医療枠	キャリア形成 プログラム (8年・9年)	県内10年
1年生	8	8		25	5	5	35	
2年生	14	14		27	4	3	34	
3年生	22	修学資金の要件		27	4	6	37	入学時の要件
4年生	16			20	6	5	31	
5年生	18			25	6	6	37	
6年生	18			21	5	6	地域枠＋修学資金貸与者：キャリア形成プログラムの適用に努める	
医師1年目	30			21	3	4		
医師2年目	31			24	5	4		
医師3年目	28	8	20	18	5	6	10	19
医師4年目	33	16	17	21	5	5	11	20
医師5年目	32	10	22	8	3		4	7
医師6年目	30	8	22					
医師7年目	19	8	11					
医師8年目	17		17					
医師9年目	6		6					
医師10年目	5		5					

2019年4月現在

地域医療支援センターにおいて派遣調整

各専門研修プログラム（大学医局・基幹病院）において派遣調整

医師確保・医師派遣について

- 1 平成30年度医師派遣検討部会（概要）
- 2 三重大学・三重県でのこれまでの取り組み
 - ・三重大学医学部地域枠制度
 - ・三重県医師修学資金貸与制度組み
- 3 今後の方針について
 - ・派遣調整の方針・スケジュール
 - ・医師不足地域（医師派遣先）の見直し（案）

令和元年度の方針（案）について

派遣調整について

- (1) 対象者
- ①三重大学地域枠（地域枠A・B / 地域医療枠）入学者
「三重大学医学部地域枠制度で入学した者の初期臨床研修終了後の研修・勤務のあり方について」（2018.3.19）に基づいて派遣調整
 - ②三重県医師修学資金貸与者（地域医療支援センターコース 8年・9年）選択者
派遣調整の対象に加える
- (2) 対象診療科・期間
- ・派遣調整を行う診療科は限定せず、すべての病院の診療科に拡大する。
 - ・県内の専門研修プログラムにおいて、地域枠医師（A・B/地域医療枠）及び三重県医師修学資金貸与者は、医師不足地域での勤務を含めるよう配慮を求める。派遣期間は診療科の事情も考慮したうえで、3か月以上を基本に検討する。
- (3) 調整方法
- 医師不足地域の医師需要（受け入れ可能医師数）調査と派遣対象医師の希望調査（希望時期）を行い、マッチングを実施

今後のスケジュール

- ①8月6日（火）
第1回三重県地域医療対策協議会医師派遣検討部会： 派遣調整方針案を協議
- ②10月中
第2回三重県地域医療対策協議会医師派遣検討部会： 派遣調整案（中間案）について協議
- ③1月中
第3回三重県地域医療対策協議会医師派遣検討部会： 派遣調整案（最終案）について協議

医師派遣の需給調整【需要側】

需要側（医師不足地域の病院の状況調査）

常勤・非常勤別に受入可能医師数を調査

地域の病院の受け入れ可能医師数（診療科）を踏まえ、キャリア形成プログラム（後期研修プログラム）医師の意向・キャリア形成も踏まえ、**継続的に派遣調整できるスキームの形成が必要**

病院名	構想区域	選定	内科		呼吸器内科		循環器内科		消化器内科		神経内科		小児科		産婦人科		●●科		●●科	
			常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
いなべ総合病院	桑員	人口10万人未満市町の公立・公的病院																		
孤野厚生病院	桑員																			
亀山市立医療センター	鈴亀																			
大台厚生病院	松阪																			
志摩市民病院	伊勢志摩																			
町立南伊勢病院	伊勢志摩	地域枠B推薦病院																		
一志病院	津																			
岡波総合病院	伊賀																			
上野総合病院	伊賀																			
名張総合病院	伊賀																			
県立志摩病院	伊勢志摩																			
尾鷲総合病院	東紀州																			
紀南病院	東紀州																			
合計																				

集計中

医師派遣の需給調整【供給側】

医師派遣調整対象者以外のとりまとめ
(地域枠10年コース選択者、非貸与者)

報告様式 『令和2年度 地域枠医師の勤務先予定リスト』

報告依頼対象者：

令和2年4月1日時点で、卒業3年目以降の地域枠医師(A、B、地域医療枠で県内10年コース選択者、又は医師修学資金非貸与医師)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
整理番号	所属医局	診療科	卒業年度(西暦)	氏名	入学枠区分 ・地域枠A ・地域枠B ・地域医療枠 ・修学資金貸与	勤務コース (県内10年)	現在の勤務先	令和2年度に研修中(予定)の専門研修プログラム	専門研修プログラムの研修開始時期	令和2年度 勤務予定先
							病院名	診療科		病院名 診療科 勤務(予定)期間
(例) 1	第1内科	〇〇科	2014	三重 太郎	地域枠A	10年コース	〇〇病院	◆◆科	◆◆科専門研修プログラム	平成30年4月 〇〇病院 〇〇科 令和2年4月1日～令和3年3月31日
1										
2										
3										
4										
5										

- この表は、令和元年〇月現在、貴病院に所属する医師派遣調整の対象者の名簿をあらかじめ掲載しています。
- 対象者の漏れ、追加がございましたら、適宜追記をお願いします。

医師派遣の需給調整【供給側】

供給	地域医療支援センター コース選択医師(3-7 年目)	総合診療科	消化器内科	糖尿病内科	リウマチ膠原病内科	感染症内科	その他	神経内科	小児科	皮膚科	精神科
	3年で派遣の場合。 1年あたり										
供給	地域医療支援センター コース選択医師(3-7 年目)	外科系 肝胆脾外科	乳腺外科	胸部心臓血管外科	整形外科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	腎泌尿器科	脳神経外科	放射線科
	3年で派遣の場合。 1年あたり										
供給	地域医療支援センター コース選択医師(3-7 年目)	病理	臨床検査	麻酔科	救急科	形成外科	総合診療				
	3年で派遣の場合。 1年あたり										

調査中

勤務年	地域医療支援センターコース								県内勤務医コース				総計
	8年 ^{*1}				9年 ^{*2}				10年				
	一般枠	地域枠A	地域枠B	地域医療	一般枠	地域枠A	地域枠B	地域医療	一般枠	地域枠A	地域枠B	地域医療	
医師1年目													58
医師2年目													64
医師3年目					8	5	4	1	20	13	1	5	57
医師4年目	4				12	4	5	2	17	17		3	64
医師5年目	10	3				1			22	4	3		43
医師6年目	8								22				30
医師7年目	8								11				19
医師8年目									17				17
医師9年目									6				6
医師10年目									5				5
総計	30	3			20	10	9	3	120	34	4	8	622

令和元年度の方針（案）の具体的な進め方について

派遣調整について

（１）対象者

①三重大学地域枠（地域枠A・B / 地域医療枠）入学者

（ア）８年・９年コース選択者（キャリア形成プログラム適用者の医師）

⇒キャリア形成プログラム適用者であることから、三重県地域医療支援センターの枠組みで派遣調整を行うこととしてはどうか。

（イ）県内１０年コース選択者、非貸与者、返還者（キャリア形成プログラムの適用外の医師）

⇒「三重大学医学部地域枠制度で入学した者の初期臨床研修終了後の研修・勤務のあり方について」

（2018.3.19）に基づいて、専門研修プログラム（大学医局・基幹病院）の中で派遣調整を行うこととしてはどうか。

②一般枠の三重県医師修学資金貸与者（地域医療支援センターコース ８年・９年）選択者

⇒キャリア形成プログラム適用者であることから、三重県地域医療支援センターの枠組みで派遣調整を行うこととしてはどうか。

（２）対象診療科・期間

・派遣調整を行う診療科は限定せず、すべての病院の診療科に拡大する（前回確認事項）。

・県内の専門研修プログラムにおいて、地域枠医師（A・B/地域医療枠）及び三重県医師修学資金貸与者は、医師不足地域での勤務を含めるよう配慮を求める。派遣期間は診療科の事情も考慮したうえで、３か月以上を基本に検討する（前回確認事項）。

⇒ キャリア形成プログラム改定説明会（※）を開催し、改定するキャリア形成プログラム及び専門研修プログラムにおいて、医師不足地域での勤務を含める等の依頼を行いたい。

（※ ８月８日 三重大学医学部附属病院、８月29日 岡波総合病院、９月3日 市立四日市病院、
９月9日 伊勢赤十字病院、ほか）

（３）調整方法

医師不足地域の医師需要（受け入れ可能医師数）調査と派遣対象医師の希望調査（希望時期）を行い、マッチングを実施

⇒ 医師派遣検討部会として、マッチング案のとりまとめは、（１）①三重大学地域枠（ア）（イ）、②一般枠の区分ごとにとりまとめることとし、大学病院各診療科、県内病院に照会し、とりまとめ案を第２回の部会で協議したい。